

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第23号 発行日：平成28年9月11日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

水俣病現地調査 ～水俣病の原点を見つめ直す～

8月27日から28日にかけて、ミナマタ現地調査が行われました。今年は、「水俣病公式確認60年のいま、原点にかえろう」をキーワードに5会場に分かれて分科会形式で実施されました。参加者の皆様には、それぞれの会場において、今なお健康被害に苦しむ被害者の心情、被害の実態を知って頂けたのではないかと思います。公式確認60年とはいえ、全面解決には未だ道半ばにあります。世の中の多くの人々に水俣病の歴史と現状を知ってもらうためにも、これからも現地調査を続けてまいります。



(写真：ほっとはうす会場の様子)

東京訴訟第9回弁論期日が開かれました！

7月27日、東京訴訟第6回弁論が開かれました。大法廷の傍聴席は相変わらず満席でした。

弁論においては、原告代理人の岩崎真弓弁護士から「病像7」の準備書面要旨の意見陳述がありました。

被告側の共通診断書バイアス論について、感覚障害所見の信用性が過去の判例上も認められてきたこと、原告医師団の感覚障害の診断が信用できること、被告国らこそ予断を持っていること、などが述べられました。国からは「疫学1」に対する反論の要旨が述べられました。

熊本訴訟においては、地震の影響で期日が延びており、対して東京訴訟では早いペースで期日が開かれていることから、東京での論点が先行する可能性もあります。東京・近畿・熊本いずれの訴訟においても原告・弁護団ともに一丸となって戦っていくことが必要です。これからも皆様のご支援をよろしくお願いいたします。次回期日は、10月12日午後3時からの予定です。

ミナマタ現地調査・分科会

- 1、**水俣会場**においては、「取り残された天草の水俣病被害者たち」がテーマでした。水俣協立病院の屋上から現地を望み、当時のチッソについて山下善寛さんから説明をしていただきました。
- 2、**芦北会場**では、「地域ぐるみの汚染の中で・・・」がテーマでした。当時の漁の様子や、被害の実態など、被害者の方にお話をさせていただきました。
- 3、**ほっとはうす会場**では「胎児性水俣病の被害」がテーマでした。ほっとはうすのスタッフの方、被害者の方に胎児性水俣病に罹患した苦しみなどをお話しして頂きました。
- 4、**出水会場**では「鹿児島県地域外の汚染の広がり」がテーマでした。当時の名護での漁の様子、長島や阿久根における被害の広がりについて被害者の方にお話をさせていただきました。
- 5、**伊佐会場**では「山野線によって運ばれた水俣病」がテーマでした。海のない山間部でいかにして水俣病が発生したか、北岡秀朗氏に説明して頂き、被害者の方にもお話しして頂きました。

おまけ：分科会のあとは、恒例のBBQでした！

現地調査・全体会

現地調査2日目は、全体会が開かれました。公式確認60年を振り返り、「水俣病の歴史」が上映されました。水俣病第一次訴訟原告の上村好男さんからも当時の思いをお話しして頂きました。また、「水俣病60年から何を学ぶか」というテーマで馬奈木昭雄弁護士による記念講演がなされました。藤野紘医師からは、「いま救済すべき人たちの病像」と題して病像について報告をしていただきました。

水俣病がいかに多くの人の人生を狂わせてきたか、このような被害はもう二度と生じさせてはいけないこと、解決に向けて団結して声を上げ続けなければならないことなど、改めて強く感じた現地調査でした。

【今後の予定】

9月 2日	近畿訴訟追加提訴
9月12日	熊本進行協議期日
10月 2日	近畿訴訟第3回弁論
10月 7日	熊本訴訟第17回弁論
11月16日	東京訴訟第7回弁論

とある弁護団員のヒトリゴト

「遺憾の意を表します」との表現があります。はい、一部のエライ政治家の先生などが良く使われる言い回しです。私の友人（30代・既婚女性）はこれを「遺憾の『い』を表します」とずっと勘違いしていました。「イロハのイ」みたいな感じですかね。どれだけちょびっとしか遺憾じゃないんだ！とツッコミたくなりますが、まあ本心はそんなところなのかも知れません。ノーモア・ミナマタ第2次国賠訴訟ではそんなお茶の濁し方では決して終わらせません。遺憾という言葉でも足りない人生被害を何としてでも救済すべく、皆さんで一致団結して頑張りましょう！（弁護士 池田 泉・自称20代・独身）

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

（連絡先） ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

〒860-0041 熊本市中央区細工町4丁目30-1

扇寿ビル5階 熊本共同法律事務所内（担当 永野）

電話 096-355-5376 F A X 096-355-5378

H P <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索